

教義第 1658 号

平成28年1月20日

各教科書発行者の北海道内支社（支店・出張所）の長 様

北海道教育庁学校教育局義務教育課長 岸 小夜子

教科書採択における公正確保について（依頼）

平素より、本道教育行政の推進に当たり、御理解・御支援を賜り深く感謝申し上げます。

さて、教科書採択における公正確保に関しまして、これまで貴社におかれましては、関係法令等や文部科学省からの通知、一般社団法人教科書協会が定める「教科書宣伝行動基準」等に基づき取り組まれてきたことと存じますが、さきの報道でもありましたように、教科書発行者が採択の公正性・透明性に疑念を生じさせかねない行為を行った事案がありました。

これを受けて、文部科学省から、当該発行者及び教科書協会に対して、企業活動における公正性・透明性の確保について万全を期すよう通知した旨、当教育委員会にも通知されたところですが、こうした中、先般、別の教科書発行者による同様の事案について、新聞等で報道されました。

教科書は、全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において必ず用いることとなる極めて公共性の高いものであることから、著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのいずれの段階においても適正に行われる必要があります。中でも、採択は、実際に児童生徒が用いる教科書を選択する重要な行為であり、いかなる疑惑の目も向けられないことのないよう、特に高い公正性・透明性が求められます。

つきましては、関係法令等や文部科学省からの通知、教科書宣伝行動基準に則り、教科書採択の一層の公正確保に万全を期していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、当職から別添写しのとおり各市町村教育委員会等に対して通知しておりますので、申し添えます。

担 当：義務教育グループ 福 井

T E L：011-231-4111 内線35-780

F A X：011-232-1072

E-mail：fukui.toshihiro@pref.hokkaido.lg.jp